

市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置について

市町村民税を課税されている世帯（配偶者が同一世帯にいない場合は配偶者も含む）のかたは原則として特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。ただし、介護保険施設に入所したために在宅で生活する家族が生計困難に陥らないようにするため、下記要件③に該当しなくなるまで食費、居住費の片方または両方について利用者負担第3段階（2）を適用する特例措置があります。（短期入所生活介護、短期入所療養介護は対象外です。）

要件：以下の①～⑥を全て満たしていること（世帯については施設入所のために本人が世帯分離した場合も世帯を分ける前の状態で判断します。）

- ①世帯の構成人数（配偶者が同一世帯にいない場合はその数に1人を加えた数）が2人以上
- ②介護保険施設（及び地域密着型介護老人福祉施設）に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年（その日の属する月が1月から7月までの場合は、前々年）の「公的年金等の収入金額＋年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額。）」を合計した額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下
※高額介護サービス費が支給される見込みがある時はその見込み額を控除する。
- ④全ての世帯員及び配偶者について、所有する現金、預貯金等（有価証券、債券等も含む）の合計額が450万円以下
- ⑤全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産 以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

※申請にあたっては、提出書類がありますので介護保険課給付係までお問い合わせください。